

Global Tax Update

ドイツ

デロイトトーマツ税理士法人

2016年12月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

ドイツ下級裁判所が、分割払い契約の VAT 上の取扱いを判示

資産等の提供後に、代金受領まで2年間以上かかる場合には不良債権として取り扱われ、実際の入金まで VAT (Value Added Tax: 付加価値税) 支払義務が猶予できる可能性がある。

ニーダーザクセン税務裁判所は、2016年8月18日に、資産等の提供後に支払期限が2年を超える分割払いの場合の VAT 上の取扱いについて判決を下した。

一般的に、ドイツで VAT が課されるタイミングは実際に資産等が提供のされた日となっている。そして、不良債権として債務不履行になる場合を除き、支払の遅延は VAT の納税義務に影響を及ぼさない。この不良債権については、通常は、明確な顧客による支払拒絶や、顧客が支払不能になったことを要件としていた。

しかしながら、ドイツ連邦税務裁判所 (BFH) は、2013年に、契約上合意された2年から5年の安全上の支払猶予は、資産等の提供時点においては不良債権として扱うことが可能であり、資産等の提供時点における VAT 債務の計算に含めないとするのを認める判断を示した。

そして今回、ニーダーザクセン税務裁判所は、資産等の提供後2年を超える契約に基づく分割払いについては、資産等の提供時点においては不良債権と取り扱われ、関連する VAT については、支払を受けた時点においてはじめて納税義務が発生するものとした。

当該判決については、ドイツ連邦税務裁判所に控訴されている。

長期の分割払いの契約を締結している事業者は、ドイツ連邦裁判所によるこれに関する判決が出されるまでは、ニーダーザクセン税務裁判所の判決を適用して、VAT の支払を猶予することができる可能性がある。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte GmbH, Japanese Services Group

Düsseldorf

佐藤 光俊

+49-(0)211-8772-2099

misato@deloitte.de

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.